

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年 6月 18日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京田辺市大住西北向13-1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 大日本パックス京都株式会社 代表取締役 岡田 公房			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	30 台	0 台	0 台	30 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事業部にて所有している使用機器のマップ及び簡易点検マニュアルを作成し1回/3ヶ月、点検を実施している			
	廃棄時	フロン管理担当者（総務部）が第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼し、完了した記録を保管管理している			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	簡易点検リストを元に全てのエアコンに対して簡易点検を実施し、点検時に異音のチェックや埃等が有れば清掃し、室外機に関しても極端な汚れ等を取り除き維持管理している			
	廃棄時	充填及び廃棄をした場合には充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時と家庭用エアコンの廃棄時に遵守すべき項目について内容に相違が無いか確認し記録を保管する			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する場合は、現状で地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品を導入する				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。